

第5期 愛媛県森林環境税（案）の概要

区 分	県民税均等割上乘せ課税方式（法定普通税）
目 的	水源涵養、県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の確保、その他の森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、「森林環境の保全」と「森林と共生する文化の創造」に関する施策を推進する。
考 え 方	県民共有の財産である森林を「県民全体」で守り育てていくため、県民参加の森林づくりをテーマとして、県民に広く負担を求める。
国の森林環境税との役割分担	<p>国の森林環境税は、主に「新たな森林管理システム」において、所有者が管理出来ない森林を市町が預かり、そのうち木材生産が見込めない不採算林いわゆる「環境林」の整備を円滑に進めるために活用される財源とされている。</p> <p>一方、県の森林環境税では、採算林「経営林」を対象として、主伐・再造林による森林資源の循環と持続可能な森林経営や安全・安心な暮らしを守る森林づくりの推進に必要な新たな課題に柔軟に対応する財源とするものである。</p> <p>県では、広大な森林を健全な姿で次の世代に引き継ぐよう、市町との綿密な連携のもと、両税の明確な役割分担を図りながら、効果的な事業実施に努め、相乗効果が発揮されるよう推進する。</p>
継 続 の 必 要 性	森林資源の循環利用と森林の若返りが必要、災害に強い森林づくりが大切、担い手や技術者の確保・育成が必要、森林・林業に関する教育や普及啓発が必要 など
意見交換会アンケート	県民・企業が同税の継続について同意（7割）
課税対象	県内に住所、事業所などがある個人・法人
納税義務者	個人県民税及び法人県民税の均等割の納税義務者
税 率	<p>個人 年額 700 円 【現行どおり】</p> <p>法人 県民税均等割標準税率の7%相当額 【現行どおり】 (年額 1,400 円～56,000 円)</p>
課税期間	5年間【令和7年4月～令和12年3月】
税收規模（5年間）	<p>約 27 億 3,635 万円</p> <p>【現行 27 億 8,180 万円】</p>
税收使途	「森をつくる活動」「木をつかう活動」「森とくらす活動」の3つの分野において、指定事業（県が使途を定めて実施）と公募事業（県民から取り組みを公募して実施）を実施
税收の管理	事業の財源となる税收相当額は、基金に積み立てて管理